

入札説明書

長崎大学（文教町2）創造工房西側支障物撤去工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年4月16日

2 契約担当官等

国立大学法人長崎大学長 永 安 武

3 工事概要等

(1) 工事名 長崎大学（文教町2）創造工房西側支障物撤去工事

(2) 工事場所 長崎県長崎市文教町1番14号（長崎大学文教町2団地構内）

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年8月30日（金）まで

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を下記7（1）①に掲げる日までに長崎大学施設部施設企画課へ提出して行うものとする。ただし、以下の点に留意すること。

① 当初より、紙入札方式参加を希望する場合は、長崎大学施設部施設企画課へ承諾願を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

③ 以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

~~なお、関連する電気設備工事及び機械設備工事は別途発注される予定である。~~

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした解体工事に係る令和5・6年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当官が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成21年度以降に、元請として完成・引渡し完了した公共施設の取壊し工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。（当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。）

① 2級建築施工管理技士（躯体）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・1級建築施工管理技士の資格を有する者

・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した上記（4）に掲げる工事の経験を有

する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、經常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 經常建設共同体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は長崎大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) ~~上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。~~
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
 - (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社等第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 九州管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

- (11) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

5 設計業務等の受託者等

~~(1) 上記4(7)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。~~

~~(2) 上記4(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。~~

~~① 資本関係~~

~~設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合~~

~~(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合~~

~~(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合~~

~~② 人的関係~~

~~設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。~~

~~(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合~~

~~(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合~~

~~(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合~~

~~③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合~~

~~設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。~~

6 担当部局

〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学施設部施設企画課施設企画班

電話 095-819-2175

FAX 095-819-2133

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、長崎大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4

(2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和6年4月16日（火）から令和6年5月2日（木）12時までの（日曜日、土曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）9時00分から17時00分まで受付を行う。
ただし、持参の場合は、正午から午後1時を除く。

② 提出先：上記6に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により行うものとする。なお、提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）

電子入札における申請書及び資料の受付票は、申請書の受信を確認したものであり申請書の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、紙により申請書を提出する場合には、別紙様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成21年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが行っているものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績（別紙様式2・別紙1）

上記4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式2・別紙1に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者（別紙様式2・別紙2）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式2・別紙2に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年5月9日（木）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料の提出書類は、別紙様式（別紙1及び2を含む。）は、エクセル又はワード、一太郎（いずれもバージョン2007を除く。）又はPDFにより作成したファイルにより添付することとし、添付資料は、2つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、令和6年5月2日（木）12時00分までに必着で郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。この場合においても、別紙様式については、書類とは別に、ワード又はエクセル、一太郎、PDFにより作成したファイルをCD-R1枚に保存し提出すること。郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- ・ 郵送又は持参とする旨
- ・ 郵送又は持参する書類の目録
- ・ 郵送又は持参する書類の頁数
- ・ 発送年月日

なお、郵送又は持参する場合は、別紙様式2に押印すること。

⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和6年5月13日（月）12時00分
 - ② 提出先：上記6に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出するものとする。
- (2) 学長は、説明を求められたときは、令和6年5月15日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：令和6年4月16日（火）9時00分から令和6年5月10日（金）12時00分まで。（休日を除く。）
 - ② 提出先：上記6に同じ。
 - ③ 提出方法：別紙質問書様式により shisetsu_keiri@ml.nagasaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイル（エクセル形式）で送信すること。（送信後、電話にて上記6へ送信した旨連絡すること。）
（質問書様式掲載場所：長崎大学施設部HP＞学外・企業の皆様へ＞入札関係規程及び様式＞入札説明書等情報＞質問書様式）
- (2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧（長崎大学ホームページ <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/procurement/construction/index.html> 及び長崎大学施設部施設企画課）に供する。
期間：令和6年5月14日（火）から令和6年5月16日（木）まで（休日を除く）の9時00分から17時00分まで。ただし、施設部においては、正午から午後1時を除く。

10 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和6年5月16日（木）9時00分から令和6年5月17日（金）12時00分まで（持参の場合は、正午から午後1時を除く。）
- (2) 入札場所：〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学施設部施設企画課施設企画班（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和6年5月20日（月）9時30分
- (4) 開札場所：国立大学法人長崎大学施設部内会議室（事務局3階）（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記6に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

1.3 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムによる場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。なお、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（通知）」に沿って内訳書に法定福利費を明示すること。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。学長（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表1各項に該当する場合については、競争加入者心得第32（12）に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして上記10（1）の提出期限までに提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.4 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1.5 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1.6 落札者の決定方法

国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1.7 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1.8 契約書作成の可否等

別紙工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1.9 支払条件

請負代金は、別紙工事請負契約書（案）によるものとする。

2 0 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について請負者賠償責任保険契約を締結するものとする。

2 1 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は、上記 8 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日 (休日を除く。) 以内に書面により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：令和 6 年 5 月 1 5 日 (水) から令和 6 年 5 月 2 2 日 (水) まで

当該書面を持参する場合は、上記期間 (休日を除く。) の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までに行うこと。

② 場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先
上記 6 に同じ。

2 2 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6 に同じ。

2 3 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙工事請負契約書 (案) を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。(掲載場所：長崎大学施設部 HP > 学外・企業の皆様へ > 入札関係規程及び様式 > 入札説明書等情報 > 競争加入者心得)

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消をすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

(5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

(6) 第 1 回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合はあるため、発注者から指示する。開札時間から 3 0 分以内には、発注者から再入札通知を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

(7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が 2 人以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準の 5-4 「くじになった場合の取扱い」による。

(8) 落札者は、別紙様式 2・別紙 2 に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(9) 本工事は、数量公開の対象工事ではないが積極的に数量公開するものであり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの (以下「数量書」という。) を参考資料 (参考数量) として公開、提供する。数量書は競争参加資格の確認と同時に参加者に提供し公開する。なお、数量書の公開は別途入札参加者へ通知を行う。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提供するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

1) この数量書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面 (別紙質問書様式) により提出すること。

① 提出期間 令和 6 年 4 月 1 6 日 (火) 9 時 0 0 分から令和 6 年 5 月 1 0 日 (金) 1 2 時 0 0 分まで。

② 提出場所 上記 6 に同じ。

③ 提出方法 別紙質問書様式により shisetsu_keiri@ml.nagasaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイル (エクセル形式) で送信すること。(送信後、電話にて上記 6 へ送信した旨連絡すること。)

2) 1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧 (長崎大学ホームページ

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/procurement/construction/index.html> 及び長崎大学施設部施設企画課) に供する。

期間：令和 6 年 5 月 1 4 日 (火) から令和 6 年 5 月 1 6 日 (木) 1 7 時 0 0 分まで。ただし、

施設部においては休日及び正午から午後1時を除く。

(10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184

② ICカードの不具合等発生等の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記6に連絡すること。

(12) 本説明書に記載のない事項については「国立文教施設工事契約事務必携」を準用するものとする。

別表 1

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は競争参加資格確認通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注者件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 長崎大学（文教町2）創造工房西側支障物撤去工事

2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人

長崎大学長 永安 武 殿

令和 年 月 日

住 所

法人名等

代表者氏名

印

別紙様式 2

(用紙 A 4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 年 日

国立大学法人

長崎大学長 永安 武 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 6 年 4 月 1 6 日付けで公告のありました長崎大学（文教町 2）創造工房西側支障物撤去工事に係る競争参加資格について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の 1 及び 2 について誓約します。

1. 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。
2. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと

記

- 1 入札説明書 記 4（2）に定める一般競争参加資格認定通知書の写し
- 2 入札説明書 記 7（2）①に定める施工実績を記載した書面
- 3 入札説明書 記 7（2）②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4 上記を証明する資格者証等の写し

注) なお、返信用封筒として、表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書とあわせて提出してください。
ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

長崎大学 (文教町 2) 創造工房西側支障物撤去工事

会社名 : _____

競争参加資格		平成 2 1 年度以降に、元請として完成・引渡し完了した公共施設の取壊し工事の実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。)
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
工事概要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(m ²) (改修延べ面積 m ²)
	工 事 内 容	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) ・ 無

注 1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注 2) CORINS 登録有の場合は、コリンズの写しを添付すること。コリンズの写しで、別紙様式 2 ・ 別紙 1 の競争参加資格の内容について、照合確認が出来ない場合は、契約書の写し及び図面等 (工事名、別紙様式 2 ・ 別紙 1 の競争参加資格の内容、照合できる箇所) を添付すること。
 CORINS 登録無の場合も同様とする。

主任 (監理) 技術者等の資格 ・ 工事経験

会社名 :

配置予定技術者の従事役職 ・ 氏名		
法令による資格 ・ 免許		
工事の経験の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名 ・ 市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工 事 内 容	
	構造 ・ 階数 ・ 建物規模	(m ²) (改修延べ面積 m ²)
	CORINS登録の有無	有 (C O R I N S 登録番号) ・ 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注 1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注 2) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

注 3) CORINS 登録有の場合は、コリンズの写しを添付すること。コリンズの写しで、競争参加資格の内容について、照合確認が出来ない場合は、契約書の写し及び図面等 (工事名、配置予定技術者、照合できる箇所) を添付し、それでも照合確認出来ない場合は、実務経験を証明する証明書を添付すること。
 CORINS 登録無の場合も同様 (契約書等なし → 実務経験証明書) とする。

注 4) 2 級建築施工管理技士 (躯体) 等の免許の写しを添付すること。

また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

注 5) 主任技術者の場合は、資格 ・ 免許等確認できる書類の写しを添付すること。

工事請負契約書(案)

工事名 長崎大学(文教町2)創造工房西側支障物撤去工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

発注者 国立大学法人長崎大学長 永安 武 と受注者 【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、長崎市文教町1番14号(長崎大学文教町2団地構内)において施工する。

第3条 着工時期は、令和 年 月 日()とする。

第4条 完成期限は、令和6年8月30日(金)とする。

第5条 契約保証金は 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について請負者賠償責任保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

第8条 請負代金は、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内にするものとする。

第9条 ~~請負代金については、金 円以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内にするものとする。~~

第10条 請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)の請求書は、長崎大学施設部施設企画課施設企画班に送付するものとする。

第11条 完成通知書は、長崎大学施設部施設企画課施設企画班に送付するものとする。

第12条 別記の工事請負契約基準第10第1項第2号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。

第13条 別記の工事請負契約基準第35第9項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第14条 別記の工事請負契約基準第46条第1項第11号イを次のとおり読み替えるものとする。

イ 役員等(受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

第15条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第17条 別記の工事請負契約基準第37を次のとおり読み替えるものとする。

第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係

る前払金で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第18条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、長崎大学所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学長
永安 武

受注者 【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】

入 札 書

工 事 名 長崎大学（文教町2）創造工房西側支障物撤去工事

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

長 崎 大 学 御 中

競争加入者

住 所
名称又は商号
代表者氏名

代理人

氏 名

復代理人

氏 名

委 任 状

令和 年 月 日

長 崎 大 学 御 中

委 任 者 (競争加入者)

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和6年5月20日長崎大学において行われる 長崎大学（文教町2）創造工房西側支障物撤去工事の入札及び見積に関する件。

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

令和 年 月 日

長 崎 大 学 御 中

委 任 者 (競争加入者)

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

工事名 長崎大学（文教町2）創造工房西側支障物撤去工事

受 任 者 (代理人)

住 所

名称又は商号

氏 名

- 委任事項
1. 工事に関する見積・入札・契約締結・工事施工並びに工事代金の請求及び受領に関する件
 2. 復代理人選任の件
 3. 入札保証金及び契約保証金に関する件
 4. その他上記に付随する一切の件

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

令和 年 月 日

長 崎 大 学 御 中

委 任 者（競争加入者の代理人）

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、 を の
復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和6年5月20日長崎大学において行われる 長崎大学（文教町2）創造工房西側支障物撤去工事の入札及び見積に関する件。

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑

